県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

選挙管理委員会事項
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数 …… 1
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 …… 2
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任 …… 2
○参議院議員通常選挙の竹富町の投票期日 …… 2
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所 …… 3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 …… 3
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所 …… 3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の投票用紙の色 …… 3
○参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色 …… 3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額 …… 4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日 …… 4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所 …… 4
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所 …… 4
○参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…… 4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 …… 5
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 …… 5
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所 …… 5
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 …… 5

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第29号は、廃止する。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　21,231
２　選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）　243,591
３　県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数

選　　挙　　区　　名	３分の１の数
名護市	15,023
うるま市	29,374
沖縄市	32,689
宜野湾市	22,847
浦添市	27,129
那覇市	81,963
豊見城市	13,563
南城市	10,469
糸満市	14,332
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,844
石垣市（八重山郡を含む。）	13,789
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,491
中頭郡	36,609
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,730

沖縄県選挙管理委員会告示第36号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第３項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第１項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

種　　別	氏　　名	住　　所
選挙長	阿波連本伸	那覇市泉崎２丁目17番地の９
選挙長職務代理者	高嶺富子	那覇市上間１丁目19番地の１

沖縄県選挙管理委員会告示第37号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第３項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第１項の規定により、選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

種　　別	氏　　名	住　　所
選挙分会長	佐和田清	西原町字我謝８番地の107
選挙分会長職務代理者	井口善春	中城村字伊集194番地

沖縄県選挙管理委員会告示第38号

平成19年７月29日執行の参議院議員通常選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

全投票区　平成19年７月28日

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成６年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年７月12日　午後５時30分
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第40号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第５項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年７月13日　午後５時30分
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第41号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第５項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年７月16日　午後３時
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

用紙の色　薄い黄色
印刷の文字の色　黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

用紙の色　白色

印刷の文字の色　赤色

沖縄県選挙管理委員会告示第44号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第１項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

制限額　候補者１人につき　37,500,100円

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

ポスターを掲示することができる日　平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年８月１日　午前９時30分
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁舎８階　第３会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第47号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年８月１日　午前９時30分
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁舎８階　第４会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第２項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年７月12日　午後６時

２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第１号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長　　阿　波　連　　本　伸

平成19年７月12日午前10時まで　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁舎12階　企業局第１・第２会議室
平成19年７月12日午前10時以降　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第２号

平成19年７月29日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長　　阿　波　連　　本　伸

１　日時　平成19年７月26日　午後５時30分
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第１号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長　　佐　和　田　　清

平成19年７月12日午前10時まで　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁舎12階　企業局第１・第２会議室
平成19年７月12日午前10時以降　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第２号

平成19年７月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年７月12日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長　　佐　和　田　　清

１　日時　平成19年７月26日　午後６時
２　場所　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県選挙管理委員会室

発　行　所	印　刷　所	株式会社　国際印刷 〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
沖　縄　県　総　務　部 **総務私学課** 電話番号 098－866－2074	販　売　所	株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
	購　読　料	１部１箇月 1,800円